

資料

(標準税負担軽減措置関係)


税負担軽減措置のあり方の見直しに関する基本的考え方

- ・ 地方団体の仕事の量と税負担、すなわち歳出と歳入をバランスさせるための合意を形成する作業は地方自治の本質の一つ。
- ・ しかしながら、地方税制の大部分は国が法律で決定しているため、地方税制についての議論が、各地方団体で十分に行われているとは言い難いのが実情。
- ・ また、国が法律で一律に定める税制は、必ずしも地域の実情に即したものではない場合もあり、適切な政策効果が発揮できていない場合も考えられるところ。
- ・ そこで、税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」等を拡大する方向で抜本的に改革することが必要。
- ・ そのための仕組みの一つとして、地方税に関する税負担軽減措置について、適用の是非や程度を、各地方団体が自主的判断に基づき、条例において決定できる仕組みの創設を検討。


標準税負担軽減措置に関する論点とその方向性(その1)

【論点1】 標準税負担軽減措置制度の趣旨・目的


【論点2】 標準税負担軽減措置を導入する特例措置の範囲

 標準税負担軽減措置も含めた税制上の特例措置全体のあり方を考慮しながら、さらに検討。

【論点3】 条例に委任する項目・委任の程度

 条例に委任する項目・委任の程度について、具体例に基づき、さらに検討。

【論点4】 課税標準特例の条例委任の是非

 課税標準特例の条例委任に限って認めないとする特段の理由はないのではないか。

【論点5】 標準税負担軽減措置制度に関する減収補填措置(交付税措置)

 標準的な軽減率等に基づいて基準財政収入額を算定することが適当ではないか。

第1回研究会における標準税負担軽減措置に関する主な御意見(まとめ・その1)

【標準税負担軽減措置の基本的考え方について】

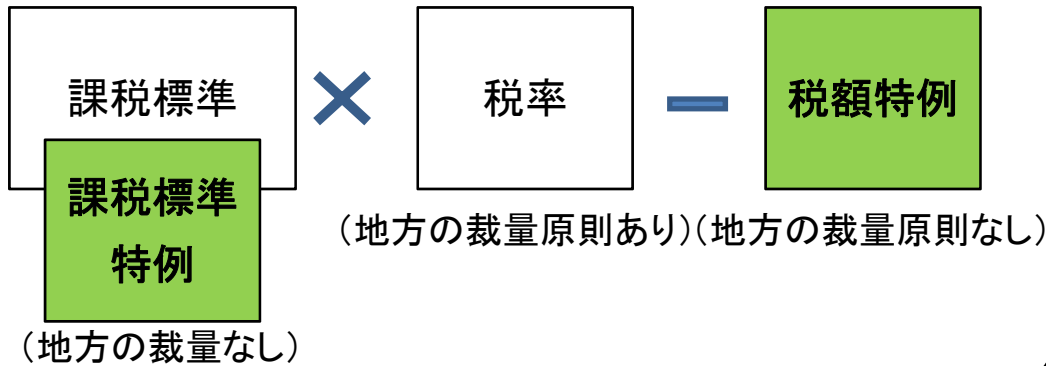
- ・ 地方団体の自主・自立の観点、より適切な政策効果発揮の観点から、標準税負担軽減措置を検討していくとする基本的考え方は是としてよいのではないか。
- ・ 地域の実情に応じ、地方団体が社会的な効果が大きいと考える税制を展開していくことが必要ではないか。

【標準税負担軽減措置の対象とする特例の範囲について】

- ・ 標準税負担軽減措置制度の適用対象を、いわゆる政策税制(特定の政策目的を有する税制)に限定する必要はないのではないか。多くの納税者の税負担に影響する一般的な措置も対象とすべきではないか。

現行の税制上の特例措置

国が定める地方税制



国が地方に実施を求める
課税標準特例・税額特例

全国一律の税負担軽減措置

地方が定める地方税制

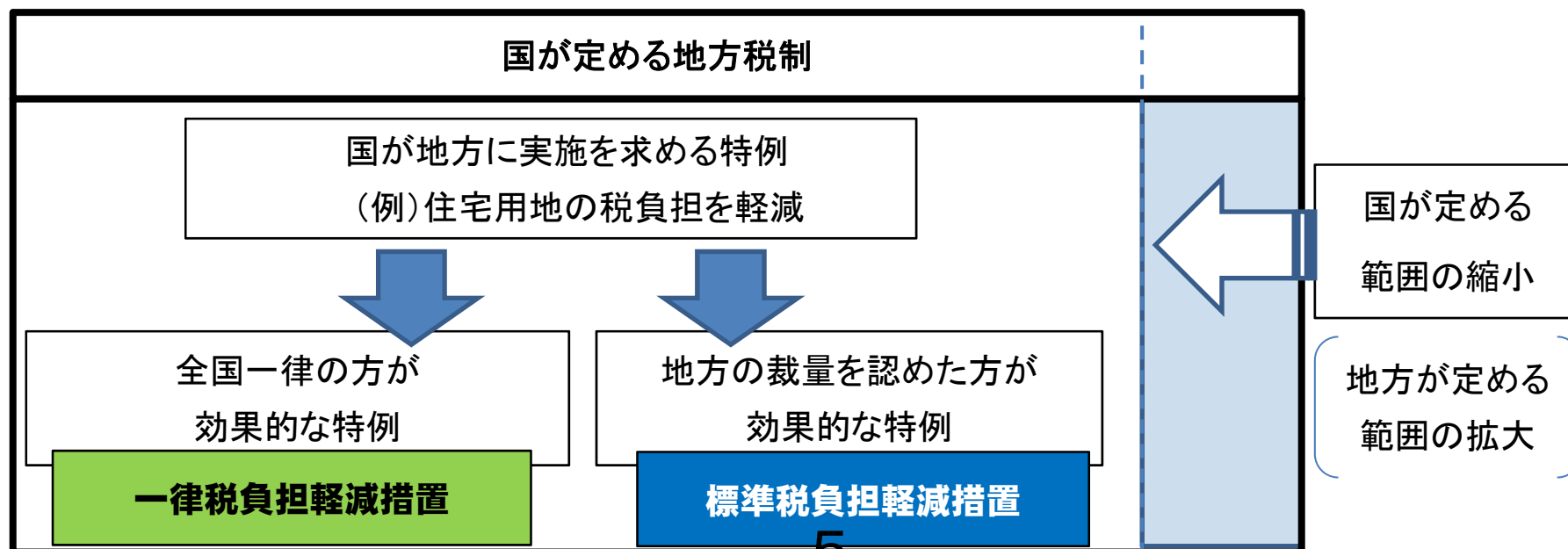
不均一課税
条例減免
法定外税

標準税負担軽減措置も含めた税制上の特例措置の見直しの方向性(イメージ)

【議論のポイント】

前回の議論を踏まえ、次の考え方にに基づき、税制上の特例措置のあり方を下図のとおり見直してはどうか。

- (1) 国が定める地方税制の範囲を縮小することを目指し、国が地方に実施を求める特例については必要最小限とすべきではないか。
- (2) 全国一律の方が効果的な特例もあれば、地方の裁量を認めた方が効果的な特例もあるのではないか。
- (3) 全国一律の特例措置でなければ政策目的を達成することが困難である特段の事情がない限り、標準税負担軽減措置とすることを原則としてはどうか。



標準税負担軽減措置に関する論点とその方向性(その2)

【論点1】 標準税負担軽減措置制度の趣旨・目的

【論点2】 標準税負担軽減措置を導入する特例措置の範囲



標準税負担軽減措置も含めた税制上の特例措置全体のあり方を考慮しながら、さらに検討

【論点3】 条例に委任する項目・委任の程度



条例に委任する項目・委任の程度について、具体例に基づき、さらに検討

【論点4】 課税標準特例の条例委任の是非



課税標準特例の条例委任に限って認めないとする特段の理由はないのではないか。

【論点5】 標準税負担軽減措置制度に関する減収補填措置(交付税措置)



標準的な軽減率等に基づいて基準財政収入額を算定することが適当ではないか。

第1回研究会における標準税負担軽減措置に関する主な御意見(まとめ・その2)

【標準税負担軽減措置において条例に委任する内容・程度について】

- ・ 地方税制は地方団体が自ら決定するものであると考え、国が地方税について「標準」や「特例」というものを示す必要はないのではないか。
- ・ 一定の範囲ではあると思うが、それぞれの地域が、住民の税負担について適切な水準を考え、設定してもらう方向ではないか。また、軽減方向だけに限定する必要はないのではないか。
- ・ 課税標準が同じであれば、住民は、税率だけの情報で自らが居住する地方団体を選ぶことができるが、課税標準もバラバラな場合に、住民が地域毎の税制の違いを正當に評価できるかは、留意すべき重要な視点ではないか。

標準税負担軽減措置における条例委任の項目・程度に関する考え方

税負担を軽減する 特例措置の主要構成要素

(①税負担軽減の条件)
特定の対象物等の取得・保有
特定の支出の実施 等

(②税負担軽減の程度)
課税標準や税額から
一定額を減額 等

(③税負担軽減の期間)
〇年間、②の措置を継続
※期間の定めがないものもある。

【議論のポイント】

(条例委任の項目)

- ・ ①～③については、特段の制限を設けず、全て条例委任すべきか。
- ・ 条例委任する際には、「住民が地域間の税制の違いを理解し、比較できる程度のものとすべき」という視点も重要ではないか。

※①の要素は多種多様な判断がありうる一方、②・③は高い・低い、長い・短いという判断のみ。

(標準税負担軽減措置における国の役割)

- ・ 標準税負担軽減措置であっても、国が地方に実施を求める特例である以上、国(関係府省)が想定する政策目標等に応じ、特例対象や裁量の範囲等の基本事項を国が示すべきではないか。
- ・ 標準ベースで基準財政収入額を算定する必要性等を勘案すると、少なくとも標準は示す必要はあるか。

(参考)新築住宅特例・住宅用地特例の構成要素

	特例対象	特例期間	特例率
新築住宅特例	<p>(新築住宅の定義) ※持ち家の場合 居住床面積 50㎡～280㎡ 居住床面積割合 1/2以上 (減額対象床面積) 120㎡まで</p>	<p>① 中高層耐火住宅 5年間</p> <p>② ①以外の住宅 3年間</p>	<p>税額を1/2減額</p>
住宅用地特例	<p>(住宅用地の定義) ※一般家屋の場合 居住床面積割合(A)に応じて次のとおり 1/2 > A ≥ 1/4 敷地 × 0.5が住宅用地 A ≥ 1/2 敷地 × 1.0が住宅用地 (小規模住宅用地の定義) 住宅用地のうち200㎡までの部分 (一般住宅用地の定義) 住宅用地のうち200㎡以上の部分</p>	<p>—</p>	<p>(小規模住宅用地) 課税標準を1/6 (一般住宅用地分) 課税標準を1/3</p>

標準税負担軽減措置に関する論点とその方向性(その3)

【論点1】 標準税負担軽減措置制度の趣旨・目的

【論点2】 標準税負担軽減措置を導入する特例措置の範囲



標準税負担軽減措置も含めた税制上の特例措置全体のあり方を考慮しながら、さらに検討

【論点3】 条例に委任する項目・委任の程度



条例に委任する項目・委任の程度について、具体例に基づき、さらに検討

【論点4】 課税標準特例の条例委任の是非



課税標準特例の条例委任に限って認めないとする特段の理由はないのではないか。

【論点5】 標準税負担軽減措置制度に関する減収補填措置(交付税措置)



標準的な軽減率等に基づいて基準財政収入額を算定することが適当ではないか。

第1回研究会における標準税負担軽減措置に関する主な御意見(まとめ・その3)

【課税標準の特例率を条例で委任することについて】

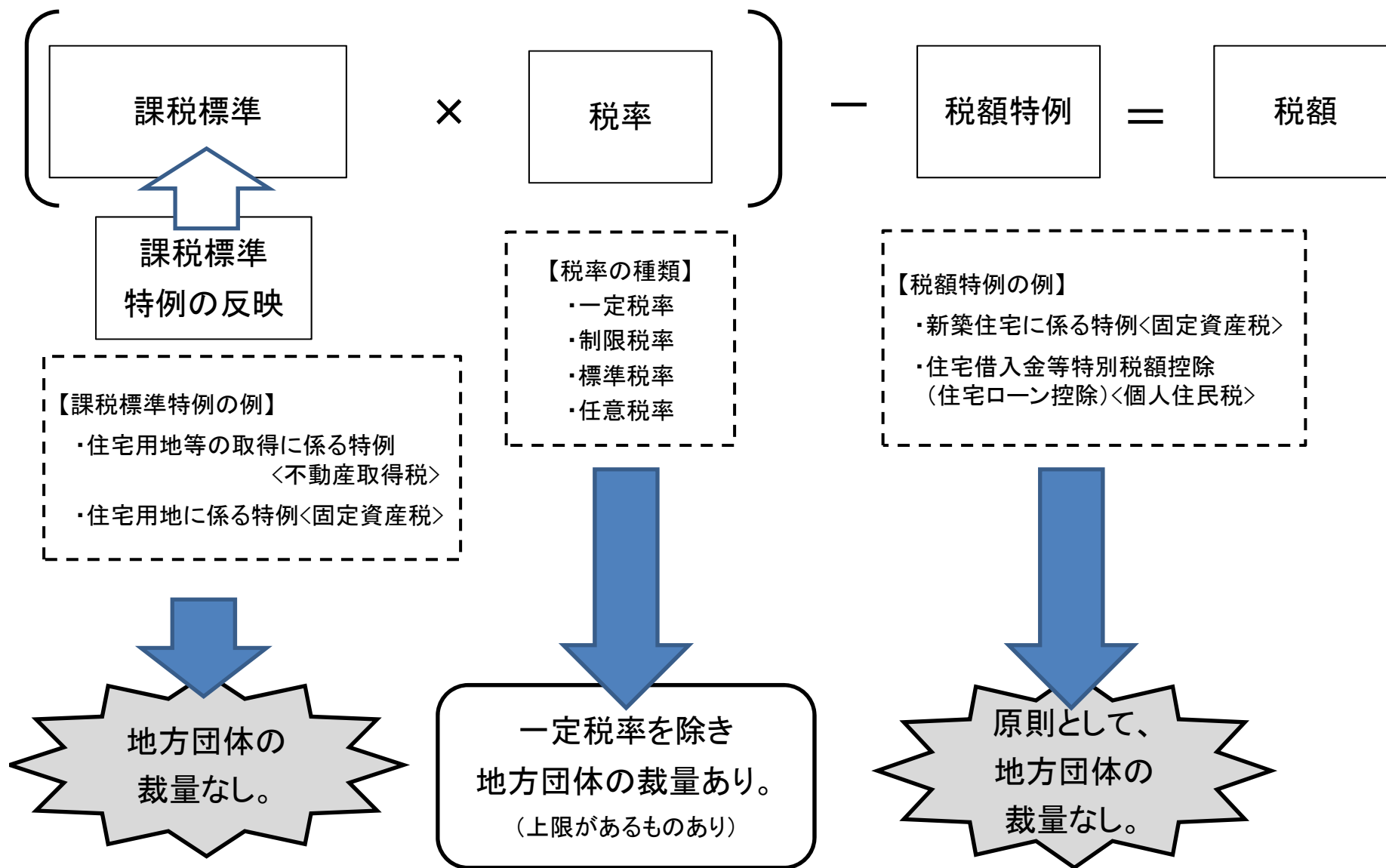
- ・ 現行の固定資産税の商業地等に関する条例減額は、税額を減額する特例というよりは、事実上、課税標準の特例率を操作している特例と考える余地が十分にあるのではないか。

【その他の御意見】

- ・ 地方団体の自己決定権を広げることがを前提に議論すべき。
- ・ 地方の裁量を拡大するにあたっては、地方の一般財源確保という視点が必要ではないか。
- ・ 標準税負担軽減措置を制度化した場合の企業立地等への影響を検討すべき。
- ・ 歳出側で補助ということができれば、政策税制について地方団体の裁量を高めることの意義はどこにあるかということも押さえて置くことが必要。

参 考 资 料

現行制度における税額計算の基本的な仕組み(概念図)



※ 過去、課税標準の算出方法については、地方団体間の負担の不均衡を是正する観点から統一してきた経緯あり。

標準税率と課税標準特例・税額特例の比較について

標準税率	課税標準特例・税額特例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方団体が課税する場合に<u>通常よるべき税率</u> ・ 財政上その他の<u>必要があると認める場合</u>においては、これによることを要しない税率 ・ 地方交付税の額を定める際に<u>基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法に基づき特例内容が定められており、<u>地方団体による変更は認められない。</u> ・ 基準財政収入額は<u>地方税法に規定する特例内容に基づき算定。</u>

【参考1】標準税率採用税目で制限税率のあるもの(主なもの)

法人住民税法人税割、事業税、自動車税 等

※制限税率 …… 税率の上限

【参考2】標準税率採用税目で制限税率のないもの(主なもの)

個人住民税、固定資産税、不動産取得税 等

【参考3】標準税率を下回る税率を定めることについて

- ・ 標準税率を下回る税率を定めることについて、地方税法上の制約なし。
- ・ ただし、地方財政法の規定により、一定の税目について標準税率を下回る税率を定めた団体は、建設事業に充当する地方債を起す際に、総務大臣又は都道府県知事の14認可を受けることが必要。



例えば、標準税率並の自由度を有する課税標準特例等(標準税負担軽減措置<仮称>)は考えられないか。

地方団体の判断で税の減額等が可能な仕組みの例

①不均一課税制度

公益上その他の事由により必要がある場合には、条例により、非課税や税負担軽減（不均一課税）が可能。特に利益がある場合には、税負担増も可能。

（公益等にかかる課税免除及び不均一課税）

第六条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

（受益にかかる不均一課税及び一部課税）

第七条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

②条例減免制度

災害等特別の事情がある場合に、条例により、減免が可能。

※この条例減免は一旦納税義務が発生した税額を減免するものであり、そもそも税額が生じない非課税や税負担軽減とは法的な効果が異なる。

（固定資産税の減免） ※固定資産税の場合。個人住民税など他の税目にも同様の規定あり。

第三百六十七条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。